

市政のひろば 主な内容

本庁舎のダイヤルイン導入に伴う電話番号案内・・・2～5

障がい者福祉事業・・・6,7

高齢者福祉事業・・・8,9

児童福祉事業・・・10～12

尾張津島天王祭の棧敷・観覧舟の申し込み開始・・・14,15

国民健康保険からのお知らせ・・・18

【保存版】

平成30年度津島市が実施するがん検診等のお知らせ・・・21～24

5月31日は、世界禁煙デー・・・34,35

子どもの目・・・37

ほんのひととき・・・37

私のカルテ・・・39


街角散歩・・・43

納付期限 第1期 5月31日(木)
第2期 7月2日(月)

今回送付する納税通知書(仮算定)は、前年度から引き続き国民健康保険に加入している世帯を対象に、前年度の国民健康保険税の年額の10分の2を暫定的にお支払いいただくものです。





国民健康保険からのお知らせ

平成30年度国民健康保険
税納税通知書(第1・2期)
を5月中旬に送付します



お知らせ

行政 & 暮らしの情報

電話 ファックス ホームページ Eメール
(各担当課のGはグループの略です)

7月中旬には、前年中の所得や今年度の固定資産税、加入者数をもとに算定した年税額から、今回送付する仮算定税額を差し引いた納税通知書(本算定)を送付します。

平成30年4月1日以降に新規加入された世帯の納税通知書も7月に送付します。

	医療分 【限度額 540,000円】	後期高齢者医療支援金分 【限度額 190,000円】	介護分(第2号被保険者40歳～64歳) 【限度額 160,000円】
①所得割	(平成29年中の総所得金額一基礎控除額)×6.1/100	(平成29年中の総所得金額一基礎控除額)×2.12/100	(平成29年中の総所得金額一基礎控除額)×1.62/100
②資産割	平成30年度の固定資産税額×7.5/100	平成30年度の固定資産税額×3.5/100	平成30年度の固定資産税額×1.5/100
③均等割	加入者数×22,400円	加入者数×8,200円	加入者数×8,200円
④平等割	22,900円	6,200円	9,400円

平成30年度国民健康保険税の税率について、国民健康保険制度変更における津島市の税率が決定しました

- ・限度額については変更になる可能性があります。
- ・上記表中の基礎控除額は33万円です。
- ・1年間の税額は上記①～④を合算したものになります。

7月中旬に送付する納税通知書(本算定)で適用します。

今後は、国民健康保険における財政運営の主体となる愛知県が、市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮した「国保事業費納付金(保険税負担金)」の額と「標準保険料率」を示し、これらを参考に保険税率が決まります。

保険税納付は口座振替で!!

口座振替は一度の手続きで済み、金融機関等に納めに行く必要がなく、仕事などで忙しい方に大変便利です。

市役所の窓口での手続きでは、キャッシュカードがあれば、その場で申し込みが完了します(一部利用できない金融機関、キャッシュカードがありません)。

問合せ 保険年金課国民健康保険G
☎24-11113

軽自動車税について

平成30年度軽自動車税納税通知書の発送日は、5月8日(火)です。

平成28年度から税率が変更となる車両があります。

税率の詳細については、市ホームページ、納税通知書等でご確認ください。

問合せ 税務課市民税G
☎55-66666

個人市・県民税(個人住民税)の特別徴収推進について

事業者が所得税の源泉徴収義務者である場合、地方税法および各市町村の条例の規定により、特別徴収義務者として従業員の毎月の給与から個人市・県民税を特別徴収していただくこととなります。

市では、法令等の規定に基づいて、原則として特別徴収義務者に指定し、特別徴収税額決定通知書を送付します。事業主の方々のより一層のご理解とご協力をお願いします。

特別徴収の対象になる方

前年中に給与の支払いを受け、かつ当年の4月1日に給与の支払いを受けているすべての従業員(パート・アルバイトも含む)

特別徴収の対象にならない方

- ・退職者(退職予定者を含む)
- ・二つ以上の事業所から給与の支払いを受け、他の事業所で特別徴収が行われている方

- ・毎月の給与支給額が少なく、個人市県民税を特別徴収しきれない方
- ・給与が毎月支給されていない(不定期な)方

問合せ 税務課市民税G

☎55-932666

山車まつりへの支援のお礼

尾張津島秋まつりで活躍する石探祭車の保存修理費について、平成30年1月

15日からクラウドファンディングによる支援を募ったところ、目標額30万円を超える120万円もの多大なるご支援をいただきました。多くの方からご支援をいただき、心より感謝申し上げます。

お寄せいただいたご厚意は、津島石探祭車の太鼓や鉦の修理などの保存修理に活用させていただきます。今年の尾張津島秋まつりにおいて、引き続きその絢爛な姿を観覧いただけたと思います。

今後も愛知の山車まつりの保存・継承の推進に努めてまいりますので、引き続きご支援をいただけますようお願い申し上げます。

問合せ あいち山車まつり日本一協議会

事務局(愛知県教育委員会文化財保護室内)

☎052-9541678

あなたが支える赤十字運動

日本赤十字社は、災害救護や海外への援助、赤十字奉仕団の育成など幅広い活動を行っています。

昨年度は、490万7950円のご協力をいただきましたことございました。

毎年5月は「赤十字会員増強運動月間」です。今年も皆様のご協力をお願いします。

問合せ 福祉課福祉G

☎24-11115

心の居場所「はぴーるーむ つしま」

心に病のある方、生きづらさを感じている方々が共に語り合い、社会参加への足掛かりをめざしたフリースペースです。

日時 毎月第2土曜日

午後1時30分～3時30分

場所 北小学校区「コミュニティハウス

対象 心に病のある方、生きづらさを感じている方およびその家族等

参加費 100円

申込 不要

主催 精神保健福祉ボランティアグループ 風車の会

問合せ 福祉課福祉G

☎24-11115

風車の会 代表(村岡)

☎090-2689-4138(平日午

前10時～午後5時)



津島市人権が尊重されるまちづくり条例が平成30年4月1日に施行されました

あらゆる偏見や差別を解消し、全ての人の人権が尊重されるまちの実現に寄与することを目的として、津島市人

権が尊重されるまちづくり条例を制定し、平成30年4月1日から施行されました。

条例では、市等の責務並びに市民および事業者の役割を明らかにするとともに、人権が尊重されるまちづくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めています。

問合せ 人権推進課人権同和・男女参画

G ☎55-93364

人権擁護委員制度70周年「人権擁護委員の日」特設人権相談

6月1日は人権擁護委員の日です。人権擁護委員は、私たちの身近な相談パートナーです。子どものことや家庭での悩みごと、いじめや体罰、プライバシーの侵害をされたなどの相談に応じます。

相談は無料・秘密厳守です。お気軽にご相談ください。電話でのご相談は左記問合せへお願いします。

日時 6月1日(金)午前9時～午後3時

場所 市役所1階相談室?3

相談員 人権擁護委員

問合せ 人権推進課人権同和・男女参画

G ☎55-93364



津島市原子爆弾被爆者手当の支給について

対象 市内在住で、被爆者健康手帳の交付を受けている方

手当の支給額 月額2000円

申請方法 被爆者健康手帳と申請者の印鑑を持参して、保健センターへお越しください。

※すでに支給認定を受けている方は、手続きの必要はありません。

問合せ 保健センター ☎23-1551

引っ越したら住民票を移しましょう

進学や就職などで引っ越しをされた方は、原則として、現在住んでいる寮やアパートなどが住所地になります。

住民票は、選挙人名簿などの各種の登録や、行政サービスにつながる大切な情報です。忘れずに移しましょう。

選挙で投票を行う場所は、原則として住民票のある市区町村です。異なる市区町村へ引っ越した方で、住民票を移していない、または住民票を移してから3カ月を経過していない場合は、新しい住所地で投票できません。

転入の手続き 引っ越してから14日以内に手続きを行います。前住所地で受け取った転出証明書を添えて、転入届を提出します。

転出の手続き 引っ越すする予定日の14日前から手続きができます。転出届を提出し、転出証明書を受け取ります。

転居の手続き 引っ越してから14日以内に手続きを行います。転居届を提出します。

注意事項 届出の際には、マイナンバーカードや通知カードを併せてお持ちください。また、代理人が手続きを行う場合には、委任状が必要になります。

問合せ 選挙に関すること
総務課庶務G
☎55-9606

転入・転出・転居に関すること
市民課市民・戸籍G
☎24-1112



住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知等制度について

この制度は、代理人や第三者による請求に基づいて住民票の写しなどを交付したとき、本人に交付事実を通知するものです。

制度の利用を希望する方は、申請者本人の確認書類(運転免許証・旅券・マイナンバーカードなど、代理人は委任状と委任者の本人確認できる書類、法定代理人の場合は資格を証明する書類)

を持参の上、左記へ申請してください。
問合せ 市民課市民・戸籍G
☎24-1112

津島市シルバー人材センターからのお知らせ

新規事業「お墓の清掃事業」の開始

近年、遠方に住んでいたたり、高齢により清掃や墓参りされない墓地・墓石が見受けられるようになりました。

津島市シルバー人材センターでは、そういったことが出来なくなった方のお手伝いをするために「お墓の清掃事業」を始めました。皆さんの代わりに墓地・墓石の掃除、供花をします。詳しくは、センターにお尋ねください。

入会説明会開催

シルバー人材センターは、就業を通して高齢者の健康で生きがいのある生活づくりをサポートし、地域の活性化に貢献しています。「生涯現役」を目指し、会員の募集をしています。

市内在住60歳以上の健康で、働く意欲があり、家族の同意がある方を募集しています。入会説明会は毎月1回開催します。

日時 5月18日(金)、6月22日(金)

午前10時

場所 シルバー人材センター

※説明会に参加を希望する方は、事前
にセンターまでご連絡ください。

リサイクル事業(堆肥)

剪定作業で出た枝葉を粉碎して、鶏糞と一緒に発酵させた有機肥料を販売

しています。また、7月から価格、配達料の改定を予定しています。詳しくは、直接または電話でお問い合わせください。

作業代金の支払いはコンビニで

4月から作業代金をコンビニでお支払いできるようになりました。支払手数料はかかりませんので、ご利用ください。

問合せ 公益社団法人津島市シルバー人材センター(総合保健福祉センター内)
☎26-8448



生産緑地地区の変更にに関する都市計画案の縦覧

生産緑地地区の変更について、都市計画案の縦覧を行います。

縦覧期間 5月14日(月)〜28日(月)

午前8時30分〜午後5時15分
(土・日曜日は除く)

縦覧場所 都市計画課

その他 市民や利害関係のある方は、縦覧期間中、市に対し意見書を出す
ことができます。

問合せ 都市計画課都市計画G

☎55-96027